

# 第1回石狩市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

〔日 時〕平成30年8月29日（水）午後2時00分～

〔場 所〕市役所3階庁議室

〔出席者〕松井 明生（石狩市校長会代表者） 飛田 寿一（石狩市校長会代表者）

久保田 豊（石狩市教頭会代表者） 龍島 秀広（学識経験者）

岩崎 雄三（石狩市人権擁護委員代表者）

北山 敏行（北海道警察札幌方面北警察署生活安全課長）

佐々木智城（石狩市教育委員会臨床心理士）

古原 祥子（石狩市教育委員会スクールソーシャルワーカー）

上ヶ嶋浩幸（子ども相談センター長） 佐々木隆哉（生涯学習部部長）

〔事務局〕鎌田 英暢（教育長） 照山 秀一（生涯学習部参事）

開発 克久（教育支援センター長） 森 朋代（特別支援教育担当課長）

菊池 拓（就学支援担当主査）

〔傍聴者〕1名

## 1. 開会

（事務局）

本日は、大変お忙しい中、石狩市いじめ問題対策連絡協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は事務局を務めます、石狩市教育委員会教育支援センターの開発克久と申します。会長が決まるまでの進行をさせて頂きまず、どうぞよろしく願いいたします。

会議の前に資料の内容についてご確認をさせて頂きます。資料は机の上に「石狩市いじめ問題調査委員会委員名簿」を置かせて頂いておりますほか、2種類ございます。

まず、会議次第とともに、

- ・本協議会の委員名簿
  - ・石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例
  - ・平成29年度いじめの状況について
  - ・平成30年度第1回いじめ把握のアンケート調査結果について
  - ・平成30年度いじめ防止への取組について
  - ・平成30年度児童生徒が主体となるいじめ防止への取り組み
- 以上の資料と、資料No.1～5と付した資料がございます。

資料No.1として、石狩市いじめ防止基本方針

資料No.2として、平成30年度版いじめ問題取組マニュアル

資料No.3として、リーフレット、いじめ、スマートフォンに関するもの

資料No.4として、いじめで困ったときの連絡先を記した資料

資料No.5として、協議会を傍聴された皆さまへと題した書面、この書面の取り扱いにつきましては、後ほど説明をいたします。資料はございますでしょうか。

それでは、ただ今から、平成30年度第1回石狩市いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。

なお、鬼塚委員及び大西委員は欠席する旨の連絡を受けておりますことをご報告申し上げます。

また、飛田委員につきましては、欠席する旨の連絡は頂戴してはおりませんが、その旨ご報告を申し上げます。

委嘱状につきましては、あらかじめテーブルの上に置かせて頂きました。よろしくお願い申し上げます。

## 2. あいさつ

(事務局)

次に、鎌田教育長より、ごあいさつを申し上げます。

(鎌田教育長)

みなさん、こんにちは。本日1回目の会議ということで、会議に先立ちまして私のほうから少しご挨拶を申し上げたいと思います。

いじめの問題ですが、全国的な社会問題として捉えられてからずいぶんと経っていますが、残念ながら、なかなか、いじめに関する事案が無くならず、中には死に至るといった残念な結果になるものも後を絶たないなど、心を痛めることが多い現状でございます。

本市ではこれまで、本協議会において関係機関が連携し、平成26年度に策定いたしました「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの芽や兆候を見逃さず、早い段階での把握とその要因の摘み取りなど、未然の防止やあるいは早期発見、早期対応に努めながら、いじめ問題の深刻化を防ぐ取組を行っているところでございます。したがって、幸いにして重大な事態にはこれまではなっていないところでございます。

しかしながら、だからといって絶対大丈夫という保障もありませんので、昨年の12月に「いじめ防止基本方針」を改定いたしまして、あらゆる場合を想定し、迅速に対応できる体制整備の取組として、このたび本協議会の条例化と併せて、特に重大事態への対応を充実するために、新たに「いじめ問題調査委員会」の設置も条例に盛り込むなど、いじめの防止対策の底上げを図ったところでございます。メンバーにつきましても、これまでの協議会の校長、教頭、人権擁護委員、学識経験者などのほかに、新たに、警察をはじめPTA代表、あるいは、臨床心理士、スクールソーシャルワーカーなどの方々が加わり、いわゆる、オール石狩に相応しい新しい体制となりましたので、今後も情報の共有など一連の連携を図りながら、いじめ防止対策に取り組むこととしていただいております。

学校現場におきましては、決して小さな心のサインを見逃さない、早い段階での対応など、組織的に一体となって、いじめに対して鋭意取り組んでいるところでございますが、私ども市教委といたしましても、引き続き、いじめは誰にでも起こりうるという基本認識のもと、本協議会に参画する委員の皆さまをはじめ、多くの関係機関、あるいは団体の方々との綿密な連携を図りながら、緊張感をもって問題の対応にあたっていきたいというふうに考えているところでございます。

この、新たな「いじめ問題対策連絡協議会」では、委員の皆さまの、それぞれの立場からの忌憚のない活発なご意見が交わされ、いじめ防止対策に向けた連携の効果を一層高め、一体となった継続的な取組が展開できるよう、あらためてお願いし、本日、最初の会議となりますので、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうか、むこう2年間よろしくお願いいたします。

(事務局)

教育長は、この後、公務が控えておりますことから、退席をさせていただきます。

## 3. 自己紹介

(事務局)

続きまして、委員の方々の自己紹介を行って頂きたいと存じます。私からお名前をお呼びしますので、お願いしたいと思います。松井委員さんのほうからお願いしたいと思います。

【松井委員】

石狩市校長会代表の松井と申します。勤務先はすぐ間近の花川小学校でございます。この委員も3年

目を迎えました。どうぞよろしくお願いいたします。

【久保田委員】

みなさん、こんにちは。石狩市教頭会を代表いたしまして、石狩中学校の教頭の久保田豊と申します。よろしくお願いいたします。

【龍島委員】

北海道教育大学教職大学院に居ります龍島と申します。よろしくお願いいたします。

【岩崎委員】

石狩市内に、厚田、浜益を含めまして9名の人権擁護委員が居りますけど、その中で代表というわけではないのですが、人権擁護委員もこういう会議に参画していったほうが良いといった法務省等々の関係がありますので、設立当初から参画させていただいております岩崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

【北山委員】

北警察署の生活安全課長をやっております北山です。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐々木（智）委員】

教育支援センターに居ります臨床心理士の佐々木智城と申します。よろしくお願いいたします。

【古原委員】

石狩市スクールソーシャルワーカーの古原と申します。よろしくお願いいたします。

【上ヶ嶋委員】

石狩市保健福祉部子ども相談センターの上ヶ嶋です。よろしくお願いいたします。

【佐々木（隆）委員】

教育委員会生涯学習部長の佐々木です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

次に、教育委員会事務局の自己紹介を行います。

【開発センター長】

教育支援センターの開発と申します。よろしくお願いいたします。

【森課長】

同じく、教育支援センターで特別支援教育を担当している森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【照山参事】

こんにちは。石狩市教育委員会指導担当の参事をしております照山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【菊池主査】

教育支援センターで、いじめ、不登校、問題行動等の担当をしております菊池といいます。よろしくお願いいたします。

#### 4. 協議会の設立趣旨等について

(事務局)

協議会の設立趣旨等について、私のほうから説明をしたいと思います。

本市ではこれまで、校長や教頭、人権擁護委員、大学教員、市子ども相談の担当者などをメンバーとする「いじめ問題対策協議会」におきまして、いじめ防止に関係する機関の連携を図り、いじめ防止に取り組んでまいりました。本協議会は、従前の協議会からメンバーを強化したほか、組織も条例化して格上げし、体制の整備を図ったところであります。

資料の2ページをご覧ください。石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例になってございます。本協議会は、石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づいて設置をしてございます。協議会について定めているのは、条例の第2章および第4章ですので、この部分を条項に沿いましてご説明申し上げます。

第2条では、協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき設置することを定めております。いじめ防止対策法の該当条項は5ページに載せております。

第3条では、委員の定数と構成メンバーを定めており、定数は12人以内とし、メンバーは学識経験者や石狩市立学校職員、関係行政機関の職員としております。1ページに委員名簿を載せておりますが、今回新たに加わって頂きましたのは、市PTA連合会から「大西様」、北海道警察本部札幌北署から「北山様」、市教育委員会からは「佐々木智城」臨床心理士と「古原祥子」スクールソーシャルワーカーの計4名です。

第4条では、委員の任期を定めており、任期は2年、委員は再任を可とするとしております。

第5条では、役職委員とその職務等について定めており、会長および副会長は委員の互選によること、会長は協議会を代表することなどを規定しております。

第6条では、会議の進め方を定めており、会議の開催規定や議事の過半数規定、会議については公開を原則とするが、協議会において非公開と決することもできる旨を定めております。

また、第17条では、協議会の運営細目は協議会が会議で定めることとしています。

条例の第3章は石狩市いじめ問題調査委員会について定めております。この調査委員会は、いじめの重大事態が発生した際などに、弁護士や医師をはじめいじめ問題に造詣の深い学識経験者により調査等を行い、市長に報告書を提出することを目的に設置しており、8月6日に第1回会議を開催いたしました。委員名簿につきましては、本日お配りをした資料をご覧ください。

本協議会の目的ですけれども、人権擁護や警察をはじめとしたいじめ防止の関係機関と団体間の連携の推進と、いじめ問題の取組状況等にかかわる情報の共有とともに、いじめ防止等に関する取組が市のいじめ防止基本方針に基づき実効的に行われているかの点検に加え、市いじめ防止基本方針見直しの検討を担って頂く、そういう会議の場にもなっております。いじめ問題につきましては、委員皆様それぞれ専門的な立場からご意見等を頂戴しながら連携を図り、いじめ防止対策に取り組む所存であります。事務局からの説明は以上です。

いまの事務局の説明につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

## 5. 会長、副会長の選出について

(事務局)

次に、会長及び副会長の選出に入ります。

石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例第5条第2項の規定により、会長及び副会長は委員の互選によることとされております。この選出方法について、ご意見等ありませんでしょうか。

【各委員】

なし。

(事務局)

ご意見もございませんので、事務局から候補者のご提案をさせて頂くこととしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

(事務局)

それでは、事務局からご提案をさせていただきます。

会長には札幌人権擁護委員協議会石狩部会部会長で人権擁護委員の岩崎雄三委員を、副会長には北海道教育大学准教授の龍島秀広委員をご提案させていただきます。ご異議がなければ拍手をもってご承認を頂きたいと思いをします。

【拍手】

(事務局)

有り難うございました。それでは岩崎委員には会長席に移動をお願いいたします。

ここで岩崎会長より、ご挨拶を頂きたいと思いをします。

【岩崎会長】

ただいま、僭越ながら会長を仰せつかりました岩崎でございます。先ほど、教育長からの話もありましたように、いじめ問題対策の法律というのが平成25年の10月に施行されたわけで、それ以降、各学校はもとより関係する団体が鋭意努力して、撲滅、防止のために努力しておりますけれども、残念ながらやっぱり全国でまだ命を自ら落とすという事態が発生しております。

なんとか、これ以上不幸な出来事が起こらないように、全国で頑張っていってほしいと思いをしますが、石狩においても、幸いと言ったら失礼ですけど、大きな重大事態は発生しておりませんが、いつそのような事態が発生するとも限りませんので、各学校はもとより関係する皆さま方の努力によって、少しでもそういういじめの撲滅に繋がるように努力していきたいと思いをしておりますので、本日の会議も含めましてよろしくお願い申し上げたいと思いをします。

(事務局)

それでは、会議次第6番以降の議事進行は、岩崎会長に行って頂きたいと思いをします。

## 6. 協議会の運営について (議事録、傍聴)

【岩崎会長】

それでは、会議次第に基づきまして議事を進行させていただきたいと思いをしております。まず、6番目の協議会の運営についてを議題といたしますので、事務局よりご提案を申し上げたいと思いをします。

(事務局)

協議会の運営に関しまして、2点についてご説明申し上げます。

まず1点目です。本協議会の議事録の作成と確定の方法についてです。

本市では「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」で、審議会ごとに議事録の作成方法を定めることになっております。議事録の作成方法に関する事務局案のご説明をさせていただきます。議事録の記録の方法につきましては、録音による全文筆記、これはお話しした内容、言葉を全部起こす、というやり方になっております。この方法で、事務局で議事録を調製後、会議出席者の確認を得た後、会長の署名により確定をさせる、このような流れで考えております。本市では審議会等の議事録は公開を原則としておりまして、議事録や資料は市ホームページや石狩市庁舎1階情報公開コーナーで閲覧可能となっております。議事録の作成方法について、このような取り扱いでよろしいかどうかお諮りしたいと思いをします。

【岩崎会長】

ただ今、事務局から説明がありましたけれども、この件についてご質問等がありましたらお受けしたいと思いをしております。

【各委員】

なし。

【岩崎会長】

ないようですので、事務局案を了承したということでご確認をしたいと思います。

【岩崎会長】

ここで、先ほど飛田委員が遅れて参加しましたので、自己紹介ということでお願いいたします。

【飛田委員】

花川南中学校の校長の飛田と申します。本日は遅れて大変申し訳ありませんでした。どうぞよろしく  
お願いいたします。

(事務局)

2点目は、傍聴者からの感想や意見の提出についてです。市は審議会の運営方法についてのガイドライン  
を策定しておりますが、この中で、審議内容の一層の充実を図るため、委員の了承があれば、傍聴者からの感  
想等の提出を認めることとしております。事務局としましては、希望する傍聴者からは書面で感想等を提出して  
いただき、次に開催される本協議会で報告する取り扱いとしてはどうかと考えております。その書面案を資料の  
No.5としております。書面内容及びこのような取り扱いでよろしいでしょうか。お諮りしたいと思います。

【岩崎会長】

ただいま事務局から説明がありました資料No.5、協議会を傍聴された皆さまへということで、基本的  
には傍聴者からのご意見を文書でいただくことになるのかと思いますけど、そのような取り扱いでよろ  
しゅうございますか。

【各委員】

了承。

【岩崎委員】

それではそういう形で取り扱いをしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 7. 平成29年度のいじめの状況について

【岩崎会長】

それでは、平成29年度のいじめの状況について、事務局より説明を申し上げたいと思います。

(事務局)

平成29年度のいじめの状況についてご説明させていただきます。ページは6ページをお開きください。

まず、認知件数ですが、平成29年度は小学校が40件、中学校で11件、合計で51件が認知されました。

平成28年度からは11件少なくなっておりますが、これにつきましては、各校で子どもたち自身がいじめ防止  
に向けた取組を実施したり、道徳の授業でいじめについて触れたりするなど、いじめ防止に向けた学校全  
体の取組の成果が出てきたことも要因としてあるのではないかと考えております。

認知した51件につきましては、解消しているものが49件、継続して支援しているものが2件となっております  
が、継続支援中の2件につきましては、1件は解消しており、もう1件につきましては、小学校から中学校への  
引き継ぎ案件ということもありますことから、継続して中学校のほうで見守りを続けているというところ  
です。

平成29年度のいじめの状況については以上です。

【岩崎会長】

ただいま、事務局から説明がありましたけども、この件について委員の皆さまのご質問等についてお  
受けしたいと思っております。

【各委員】

なし。

【岩崎会長】

ないようですので、説明事項を了承ということでよろしゅうございますか。

## 8. 平成30年度第1回いじめ把握アンケート調査結果について

【岩崎会長】

それでは引き続いて、平成30年度第1回いじめ把握アンケート調査結果についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

平成30年度第1回いじめ把握アンケート調査結果についてご説明させていただきます。ページは7ページをお開きください。

現在、北海道教育委員会の調査により、いじめのアンケートを年2回実施しております。1回目につきましては、4月1日から6月末までの期間を対象として実施しております、その結果をご説明させていただきます。

まず、いじめの認知件数ですが、小学校561件、中学校43件、合計で604件となっております。

昨年度までから認知件数が大幅に増えておりますが、これにつきましては、本年度より石狩市ではアンケートの設問で「嫌な思いをしたことがある」と答えがあったものにつきましては、全て認知することとしたためです。

まず、どんなに小さな事案であっても、児童生徒本人が嫌な思いをしたものについては認知し、いじめ解決に向けたスタートラインに立つこと、そして組織で解決に向けた取組を行うこと、この二つが重要なことだと判断し、本年度より全件認知をすることとしました。学年別、男女の別は表のとおりとなっております。

次に「いじめの態様」についてですが、今回認知した中で一番多かったのが「冷やかしかからかい、悪口を言われた」で、49%、「ぶつかられたり、たたかれたりする」が22%、「仲間はずれや無視をされる」が14%と多く、そのほかには、「物を壊されたり、捨てられたりする」や、少ないですが、「SNS等で嫌なことを言われる」などがありました。

認知されたいじめの現在の状況につきましては、いじめの行為は止んでいて、解消もしているのですが、その状態が相当の期間、これはいじめの基本方針でも謳っておりますが、3ヶ月間を経過していないものが599件、いじめの行為が止んでいなく、継続して指導をしているものが5件となっております。この5件につきましては、随時、学校へ確認をしていきたいと思っております。

平成30年度の第1回いじめ把握アンケート調査結果についての説明につきましては以上です。

【岩崎会長】

私から質問するのもあれですけど、5件の小中の内訳はわかりますか。

(事務局)

5件とも小学校です。

【岩崎会長】

ただいま、事務局から説明がありましたけども、この件について、また皆さま方のご意見を頂戴していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【龍島委員】

基準が変わったということなのですが、文科省の定義からしてもこちらの基準のほうが良いと思います。文科省自体は認知という言葉を入れたと言ってましたし、いじめの件数ではなく認知件数だと。認知件数がいっぱいあるのは、あの定義からいくと当たり前の話なので、簡単に言えば、子ども間の対人トラブル、人間関係のトラブルはみんないじめだと言ってもおかしくない定義なので、それが無いなんてことは集団生活している以上はありえない話なので。それは、いっぱい発生しているということは、活発な人間関係があるのだということとほとんど同義で。それにどう対応したのかというほうがすごく大きな問題なので、対応については、軽微なものは軽微なもので、簡単な記録だけで構わないと思いま

すし、重大な事案に発生しそうな可能性のあるものはそれなりの対応ということで、対応をきちんとしていただければそのほうが良いと思いますし、対応したということを実際に簡単な形で構わないので、報告が詳細になると学校の負担がすごく大きくなるので、軽微なものは項目に丸をつけるなどで報告してもらっただけで結構だと思います。そういうことで、より発見していただいたほうが、認知件数が多いほうが、それに対応したということになれば、そのほうが良いと思いますので、この基準の変更は、私とすれば歓迎すべきことというか、いじめというか生徒間のトラブル、人間関係のトラブルに積極的に対応していることを示すことだと思いますので、非常に結構なことだと思います。

【松井委員】

いじめの認知の仕方が変わったので、嫌な思いをしたことがあるということで、かなり基準が難しいというか、中学生が妙に少なくなっていってますよね。ある程度、いじめに繋がるようなからかいとか悪口とかそういうのは書いて、それじゃない普段の中でのものはあえて書かないみたいな、そんな取捨選択は中学生が出来て、小学生、特に低学年とかは、その通り、嫌なこと、悪口を言われたと数が多いのかなと思います。この数字の差はそんな感じのかなと。ただ、やっぱり大事なものは、その嫌な思いが継続しているのかどうか、解決しているのかどうか、ということが一番大事なので、特に中学生はいじめの行為が止んでいないということが無いということは良いことかなと。小学校の5件も、深刻なものもあるのかも知れないけど、そういうことで、書いたら教員は全てそこを詳しくヒアリングするので、そんなことが昔と違って今はきちんとシステム化しているので、良い傾向かなと思います。芽の小さいうちに解決できるということは良いことだと思います。

【飛田委員】

いま話があったようなことは、やっぱりあると思うのですよね。私はずっと中学校だったのですが、ここに来る前にたまたま1校小学校に勤務しましたが、低学年にアンケートをとるときに気をつけないと、感覚的に書いてしまうところがあるので、そういう面で数字通りではないかなと思うのが一つと、確かに中学校は学年が進むにつれて少なくなっていくのですよね。中3くらいになると、くだらないというのがわかってきて、やっぱり1年生あたりと思うのだけれども。やっぱり前任校の小学校を経験してきて、ちょっと低年齢化してきているかなという気はちょっとします。以前よりは、それは色々な要因があると思うのですが、そういう意味では、このアンケート通りではないと思いつつ、中も低学年のほう、小学校でいうと逆に高学年になるかと思うのですが、そういう意味で全体を通すとちょっと低年齢化してきているかなという気はしておりました。

【北山委員】

うちは警察なので、いじめにどうこうというより、それが事件かどうかという話なので、ちょっと違うかなと思いますけど、もしここで議論するのであれば、いじめの行為が止んでいないという5件について、どういう対策をしたのかというのはちょっとあっても良いのかなと。それについて皆さんが意見を言って、というのが良いのかなという気もしますが。いじめということでうちにくるとしたら親御さんからくるので、その時は、学校と連携してやるという形はとっています。

【岩崎会長】

警察のほうに直接保護者からの連絡というのはあるものですか。

【北山委員】

あります。うちの少年という係がありますので、学校へ電話をするなど色々な対応をしています。対応は内容によって変わるので一概には言えないですけど。

【岩崎会長】

行為の止んでいない5件については、現時点でもまだ解消されていないのでしょうか。



(事務局)

5件の内容になるのですが、5件とも悪口を言われて、それがまだ止んでいないという部分が全て共通しているところです。指導しても発達的な課題を持った子がそれを理解できず、また何気なく悪口を言うてしまうということが続いていると、そういうようなことで学校から報告を受けています。それについてはまだ学校で継続して、事あるごとにダメなんだよという指導を続けている状況であると報告を受けております。解決した場合については、学校のほうから連絡がくると、こちらからも連絡するようにしております。まだ夏休みが明けたばかりですので、このあと状況を見ながらまた連絡をとりあっていきたいと考えております。

【岩崎会長】

このメンバーで新しく臨床心理士さんとスクールソーシャルワーカーさんが入ることになったのですが、学校には定期的に訪問されているのですか、それとも学校長から要請があって学校のほうにお邪魔する形になるのですか。

【古原委員】

スクールソーシャルワーカーは今年度より拠点校配置型というのをとりまして、中学校を拠点校として、その担当区の小学校を回っています。昨年度までも市内の全21校を巡回という形で回っています。たぶん、他の市と違うところは、私達のほうが積極的に学校に回って、何か気づいた部分とかはありますかという形では情報収集というか、それはしております。

【佐々木(智)委員】

いじめの後遺症というのはかなり深刻なものがあつたりするのですが、いじめの行為が止んでいて、その生徒は普通に登校しているということですよ。いじめをうけていて、それが解消されて、それでいじめがなくなったからもう大丈夫となっているのかどうかということ。いじめをうけた影響度というもの気になることがあります。いじめの行為が止んでいないほうが、よりどういう状況なのかと知りたいところですけども。

(事務局)

5件の状況につきましては、先ほどもご説明させていただいたのですが、暴言を変わず吐いてしまう、という子が変わらずいるという報告が5件とも共通したものですので、それについて学校のほうで見守りを行っているのですが、いま夏休み明けで1週間、2週間経とうとしておりますので、新たな状況についてはまた事務局で確認しておきたいと思っております。

【龍島委員】

平成30年度のいじめの認知件数の小学校から中学校にかけての数の変化ですけど、いじめというよりも文科省のいじめの定義自体は対人関係のトラブルなのですよね。いじめられたとされる側が嫌な思いをしたというか、苦しい思いをしているとか、そういうのであればいじめだという定義なものですから、要するに対人関係のトラブルの件数という考えでいくと、子どもが成長するにしたがって少なくなっていくはずなのですよ。見事に少なくなっているのですよね。1、2年生、3、4年生、5、6年生、そして中学生とどんどん少なくなっていく、これはそういう角度から見ると、子どもがちゃんと成長しているという意味なのですよね。なのですごく良い数字かなと思っているのですよね。と同時に、もう一つ、これは先生がしている仕事なのですよね。先生がこれだけ仕事をしていますよという数字なのですから、学校の中が大変な状況になっているとかそういう話ではなくて、先生がこれだけ仕事をしているのですよというふうに捉えた方が良いと思うのですよね。いっぱいあがってきていっぱい対応していると。現状としていじめの行為が止んでいるということになれば、それだけ仕事をしているということですから。これが少ないと仕事をしていないということになっちゃうので。これだけ仕事をしていましてという数字というふうに捉えた方が私は良いと思います。深刻な問題になりそうなのは、これだけ日

常に対応していると、これはちょっとまずいなという問題は当然気がついてくると思いますので、それはそれで別に対応していくと。場合によっては、いじめと言っているけど事件だよというのも当然あるわけで、それをいじめと言ってしまうのは悪いほうが良いわけで、事件ははっきり事件と、恐喝事件であれば恐喝事件でもいいですし、傷害事件でなら傷害事件として、はっきりと事件として扱うようにしたほうが良いと思うのですよね。こういういじめの場合には、簡単な悪口を言い合ったというトラブルから、傷害、恐喝みたいな事件まで、全部いじめになっちゃいますから、機関によって捉え方が違うということは前提として、すごい範囲の広いものなのだとすることはそうやって言ったほうが良いと思いますし。この数字を見る限り、非常に子どもは育っていると。

【久保田委員】

本校でもこの調査で、1年生の子で案件がありますと出てきまして、我々は分かりますとすぐどんな感じだったのかという調査を、どの学校でもしていると思うのですが、子どもたちの成長とともに少なくなってきたというような感じでいまお話をいただいたので、そういった部分で考えると、アンケートの聞き方はちょっと変わりましたが、先生方も本当に子どもたちに寄り添う指導、積極的に関わるようにどんどんなってきたかなと思っております。いま、感想ということでお話がありましたので、自分の中で今まで経験の中で、これとはちょっと違うのですが、アンケートの中に項目があって、その項目の中ですごく気にしている部分が実は二つありまして、一つは、いじめというものに対しての原因は、いじめられる側にもあるのだというようなものが項目の中にあって、それは学級指導なり学年指導なり全体での指導をやっていきましょうということで、今回の件も、石狩中学校も残念ながら、いじめられるほうにも問題があるのだというような感じで捉えていたり、いや、それは分からないのだと書いている子もいますので、それを我々がどういうふうに指導をしていくのかということ、すぐ対策の会議は開いたのですが、それがまず一つと、もう一つは、いじめられた時に誰に相談しますかという項目があるのですが、教師だったり親だったりあるのですが、何もしないと書いている子、それが、誰に相談しても解決しないというふうに思っているのか、相談したけれども、結局、何も解決できなかったのかという部分が、これは個人的な思いなのですが、その子を何とかケアしてあげたいなというふうに思いながらやってきたところでもあります。いじめのアンケートに色々と項目がありまして、いじめの件数とかどんな内容だったかとか以外でも色々なことが分かって、それを学校としてどういうふうにしていくかという部分は、考えるきっかけではないのですが、考えさせられる部分も多々ありますので、定期的に、学校さんによっては2回だけではなく、3回、4回とやっているところもありますので、常日頃、子どもたちの様子を見ながらやっていかなければならない部分かなと思っていますところ。

【岩崎会長】

久保田先生から話がありましたように、アンケートの中に「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」という最終項目があるのですが、先日、道教委の会議の中でデータをもらったら、小学校では88.3%が固定的な形になるのですが、これが中学校になると86.1%、高校になると77.0%ということで、段々と数字が減ってきて、やはり、いじているほうにもちょっと問題があるのだというような感覚が、年齢が上がるとちょっと高くなるのかなと個人的には思っていたりもするのですが。

## 9. 平成30年度いじめ防止への取組について

【岩崎会長】

それでは、次に平成30年度いじめ防止への取組について議題と致しますので、事務局よりご説明をお願い申し上げます。

(事務局)

平成30年度いじめ防止への取組についてご説明させていただきます。ページは8ページ、9ページとなります。

まず、1番目の「市教委の主な取組」になります。

(1)として「いじめ問題取組マニュアルの配布」となっておりますが、これは市教委において資料No.2を毎年作成し、4月に各学校へ配布し、活用をいただいております。

(2)は啓発、相談等についてです。①の「いじめ防止強調月間」の設定及び取組につきましては、石狩市ではこれまで継続して全小中学校でやっていただいております。学校が決めた月間に、子どもたち自身がいじめについて考える取組を実施するもので、各校のこれまでの取り組みにつきましては、年度毎にホームページで公開しております。

続きまして、②の「保護者向けリーフレットの配布」ですが、リーフレットにつきましては資料No.3として添付しております。これにつきましては、いじめの防止と、スマートフォンの使い方をそれぞれA3片面ずつに掲載し、児童生徒がいる全家庭への配布をしております。

③の「いじめ相談カードの配布」ですが、こちらについては、教育委員会内にいじめ通報ホットラインをひいておりますので、その電話番号等を記載したものを全児童生徒に対して配布しているものです。本日は資料No.4として添付をしております。配布時期につきましては、これまで、4月、7月と時期をずらしながら試行してまいりましたが、なかなか利用が増えない状況を踏まえまして、本年度につきましては、児童生徒の心が一番揺らぎやすい時期と言われております、夏休み明けに全児童生徒への配布をいただいているところです。

続きまして、(4)の関係機関との連携になります。①として、「石狩市いじめ問題対策連絡協議会の開催」としてしております。これは、本日お集まりをいただいている本協議会の開催になります。先ほども、設立趣旨等についてご説明させていただいておりますが、本協議会につきましては、昨年度までの協議会のメンバーに加えまして、新たに、市のPTA連合会や北海道警察、また、市の臨床心理士やスクールソーシャルワーカーも協議会のメンバーとして、これまで以上に関係機関との連携を密にした組織として実施していくものであります。開催につきましては年2回を予定しております。

続きまして、②の「小中が連携した取組」ですが、これにつきましては、既存の小学校、中学校で実施をしている連携事業の取組の中で、いじめ防止についてもお互いの学校に触れていただいて、それを各校に戻って、どういう取組をしているのかということをフィードバックし、小中を通して、いじめ防止についての意識を高めることを目的として実施してもらうことになっております。校区ごとの実施ということになっております。

続きまして、2の「学校の主な取組」についてご説明させていただきます。ページは9ページをお開きください。

まず、(1)としまして「未然防止に向けた取組等」になります。①の「児童生徒が主体となった取組の実施」ですが、これにつきましては、本年度の各校の取組につきまして、10ページと11ページのほうに掲載してあります。それぞれの学校で特色のある取組を実施しておりますので、後ほどご覧になっていただけたらと思います。

続きまして②の「授業(道徳、総合的な時間)等での取り上げ」につきましても、これまでも各校で、継続して実施してきているものになります。このほか、市内各校に配置されておりますスクールカウンセラーによる「心に関する授業」、そういったものの実施についても、道教委からの通知が来ておりますので、スクールカウンセラーにお願いして実施していただきたいと考えております。

続きまして③の「全校によるQ-U検査の実施」になります。これにつきましても毎年度市教委で予算を確保しており、全児童生徒への実施をしております。本年4月には各校の担当者向けに研修会も実施しております。

④の「いじめ調査」につきましては、先ほど7ページで説明をさせていただいた、道教委の調査として年2回のアンケートを実施するものです。

最後に、(2)の「保護者・地域との連携等」になります。①の「外部の意見を聞く機会の実施」につきましては、

各校で毎年、外部の意見を聞く機会を作っていただいております、学校評議員であったり、PTAの方達、そういった方々が学校を訪問された際に、学校で行っているいじめ防止に向けた取組を説明していただき、その取組について意見を伺うというを実施しております。

②の「情報提供の充実」につきましては、学校便り等を通じて各校で実施しているものになりますが、内容につきましては、日頃、学校で行っているいじめ防止に向けた取組内容や、市内全校、校内に「いじめ防止等の対策組織」を設置しておりますので、そういったことをしっかりと保護者や地域へ周知することとしております。

平成30年度のいじめ防止への取組についての説明は以上です。

【岩崎会長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について皆様方のご質問、ご意見等を頂戴したいと思っております。

【松井委員】

昨年も意見を言ったのですが、この8ページの(3)の②の新規実施というところで、イメージ的には、たぶん、石狩中学校のところは何年かこういう形でやっていて、やっているのを他の学校でもやってくださいという意味合いでの新規でしょうか。それとも、本校で言えば花川中学校区で児童会、生徒会の代表で集まる機会があるのです。放課後になります。そういうところで交流する、そういうものでも構わないのか。ただ、新規で児童代表でも全校児童でも、中学校に出向いてやるということ大掛かりになって、色々なもので教師の負担が増える。働き方改革でいかに業務を精選していくか、もしくは、時数でいえば、再来年には英語が入ってきて、時数が週一つ増えると、そのために時数をどう生み出していかということ、今年石狩市でも土曜授業というのも取り入れながら、授業時数をいかに1時間でも多くしていくかということをやっているところに、この取組を新たにしなければいけないところでは、ちょっと難しい学校も多々あるのではないかと。実情に応じて、石狩市ではすごくいじめが目立って増えてきてとか、そうじゃなく、今は良好な状況じゃないかと教育長も言っていたとおりに、今までの取組の成果できちんと出来ているのであれば、新たにそう負荷を与えるようなことはなくても、大丈夫なのかなと。問題対策協議会、ここは強化したのは今年新たなものというところを目玉にしながら、②はあまり強調しなくてもあれかなというふうに思っているのですがどうでしょうか。

(事務局)

②の小中が連携した取組を新規実施としておりますのは、昨年度は、石狩中学校であったりですか、そういったもので部分的にしかやっていなかったという部分と、そういったことで今年からは全校区で実施していただきたいという意味も含めて、これは新規実施としております。既存の昨年度のこの協議会の中でも、お話があったと思うのですが、点線の囲みの中で、既存の小中連携の交流機会、そういったものを利用していただく。これまでの取組の中でやっていただきたいということで、本年度につきましては4月時点で既に全校にお願いしておりますので、これは、新たに小中が連携したいじめに特化した連携の取組をしてくださいというふうには、全校には説明しておりません。これまでも全校区で小中の連携というものは必ずやられているというお話も聞きましたので、その中で、いじめのことについて触れていただきたいということで、学校に負荷がかからない形でお願いますということで、学校のほうにはお願いをしております。

【松井委員】

くれぐれもそういう形をお願いできればと。

【岩崎会長】

去年、私は石狩中学校で見学させていただきましたけれども、生徒たちが頑張る裏には、先生の頑張りというかそういうものもあるのかなと思いますけれども、毎年、石狩中学校でやってきていると思いますけれども、良かったという言い方も失礼ですけど、各学校の取組も法が施行されてから5年近く経ちま

すから、色々と創意工夫をしてきていますが、何となくマンネリ化してきている部分も何とか変えようかと考えている学校もあるのかなと思いますけどね。

【飛田委員】

連携については、この枠の中に書かれていることを見ていたので、ご説明があったとおりで良いかなと思っていたのですが、各学校の取組に関して言うと、私が初めて取り組んだのが、覚えていないくらい前に、江別の野幌でこのいじめに対して全校集会という形で、今も野幌中の玄関に入ったら、こんなでっかい付箋が貼ってあるのですよね。その頃はそういうのが全ての学校で行われてなくて、そういうものをやりながら効果もあったなと思うのですが、これから気をつけなきゃならないのは、今年度、こういうことをやりますと書いてあると思うのですが、いわゆる形骸化していくということで、取組はやっているのだけでも、実になっていないみたいなことが出てきてはいけないと思うのですよね。こういう、撲滅集会みたいなものを行っているからOKではなくて、それは、我々教員が1年間を通していじめをなくそうと取り組んでいるその中のあくまでも一環であって、子どもたちの取組の中でも、その中の一環であって、そういう日が1日1年間の中であるから良いいってことにやっぱりならないのではないかなと。そういうところをこれから気をつけていかないと、特に昨今、スマートフォンだとかそういう機会を使って、いじめなんかも分かりづらい感じになっていますよね。そういうのもあるので、新たないじめだとか、それも話題にしながら、やっぱり前を向いて進んでいくようなことをしなくてはならないなと見て思っておりました。

【佐々木（隆）委員】

うちのほうとしては学校をお願いをするという立場にはなるのですが、さっき松井校長が仰った、先生方の負担をどういうふうに軽減していくのかという話と、いじめ防止の話が同時並行で、どちらも解決していかなければならないというのがありますので、学校も我々もコミュニケーションを密にとってやっていかなければならないという気がしております。さっき、教育長が幸い重大事態が無いということで、それはラッキーだなという気はしているのですが、小さい芽というのは必ずあるので、そこら辺を察知したら早めにつぶしていただくように学校のほうにはお願いをしていかなければならないと思っております。

【岩崎会長】

その他はどうでしょうか。無ければ、平成30年度はいじめ防止の取組について、以上で終わりたいと思いますがよろしいですか。

【各委員】

了承。

## 10. その他

【岩崎会長】

その他ですが、事務局のほうで何かございますか。

(事務局)

私のほうから1点ほどご報告させていただきます。本協議会の今後の会議予定についてです。

先ほど次第9の中で一部触れたところではありますが、事務局としましては、特別な事情がない限り、年間2回の開催と考えております。今回は、来年2月頃、平成31年度いじめ防止の取組を主な議題として開催すると、このような予定をさせていただきます。

【岩崎会長】

今の説明について、特にご質問等はありませんね。

参加していただいた委員さんのほうから特別に何かございませんか。

【各委員】

なし。

【岩崎会長】

以上をもちまして、平成30年度第1回石狩市いじめ問題対策連絡協議会を閉会させていただきたい  
と思います。ご協力有り難うございました。終わります。

議事録は上記のとおりであることを認めます。

平成30年10月13日

石狩市いじめ問題対策連絡協議会

会長 岩崎 研三